

高知県消防広域化基本構想（骨子案）の意見公募手続（パブリックコメント）へ寄せられたご意見と対応について

高知県危機管理部消防政策課

- 意見公募期間：令和6年11月29日（金）から令和7年1月6日（月）まで（39日間）
- 意見提出：計138件（個人：5名31件、団体：21団体107件）
- ご意見及びご意見に対する県の考え方

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
001	I (1) 人口減少に伴う財源制約	「今後さらに人口減少が進む中、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念がある」と書かれています。民間の有識者グループ「人口戦略会議」が分析した「消滅可能性自治体」に、高知県内では34市町村のうちおよそ7割にあたる25市町村が該当しています。消防行政を支える財源は、高知県で消防広域化を検討する場合には最も重要な課題であり、切実な危機感をもって今回の高知県消防広域化基本構想の骨子案（以下、骨子案という）を拝見しました。消防広域化が達成されたと仮定しても、高知県の人口減少はこれからも進み、財源制約もますます厳しくなります。また、高知市についても、数年後には人口が30万人を下回り、事業所税の課税権が消滅し約11億円の減収となります。さらに、近年の東京オリンピックや大阪万博などの巨大プロジェクトでも、当初の見積もりを大きく超える費用がかかり、その負担先や責任の押し付け合いが見受けられます。市町村の財政がひっ迫する中、消防政策課には間違いない見通しで骨子を作り、その達成に根拠を示していただきたいと思います。	人口減少に伴い、税収の見通しの不透明さに加え、市町村の普通交付税における消防費も将来的に減少する可能性があります。 こうした課題に対応するため、県一消防広域化によるスケールメリットを活かし、効率的な財政運営を行うことで、持続可能な消防体制の確保を目指すべきだと考えております。 財政や人員については、令和7年度にシミュレーションを実施したうえで、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「あり方検討会」といいます。）等において、その結果をお示しし、議論を行っていく予定です。
002		「各市町村の将来的な税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念がある」とはありますが、人口減少の予測数値は出ていると思われるので、ある一定の消防費に対する減少率も出せると思います。それを基に現在の骨子案で10年後でも間接部門や直接部門の運営を賄えるのか、最低でも10年後の財政状況を加味した運営状況を示してもらいたい。	
003	I (2) 消防サービスの需要増大	県内人口が減少する一方で、高齢化率の上昇、世帯構成人数の減少に伴い行政サービス需要の増加、在宅医療の推進など救急業務の需要拡大はもとより、迫る南海トラフ巨大地震に対する備えなど、まさに消防サービス需要は拡大するものと我々も考えています。	本県では、高齢化の進行や南海トラフ地震への備えなど、消防サービスの需要は今後も拡大すると見込んでおります。 救急出動件数は、コロナ禍による一時的な減少を除けば増加傾向にあり、救急搬送体制を強化するための現場人員の確保は、引き続き重要な課題です。
004		広域化を進める理由の一つに、高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加と記載されていますが、高知県内の救急出動件数の令和5年の増加率は、全国で一番低い3%増となっており、人口の急激な減少により、今後横ばいか、減少に転じる可能性があります。本当に、救急需要が拡大していくのか、令和6年の救急出動増加率の確認及び今後の推移について、検証が必要と考えます。 また、大規模災害等への対応が広域化する理由の一つであるということですが、局所的な風水害等の応援については、現在各消防本部間で締結している、広域消防相互	また、広域化をすれば、広域消防相互応援協定によらずとも、直近の部隊が迅速に出動することが可能となります。 消防サービスの需要については、将来の見通

		応援協定に基づく要請で問題は無いと考えます。また、南海トラフ地震等の大規模災害発生に対しては、主に県外からの応援及び管轄内での連携活動となりますので、広域連合内の応援というよりも、管轄内における、市の災対本部や消防団等との連携が最も重要な対応となると思いますので、大規模災害への対応が必ずしも広域化に結び付かないと感じます。広域化の必要性として主に二つの理由を挙げておられますが、直接広域化する理由となるかは、疑問が残るところです。	しなども含め、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
005	Ⅲ 消防広域化基本構想（骨子案）	まずそもそも骨子案の内容が曖昧過ぎて、県民や職員から意見を募集するにはあまりに具体性がなさすぎると感じます。現状の案に対するものでは意見質問が出にくいと感じます。	高知県消防広域化基本構想（以下「基本構想」といいます。）の骨子案（以下「基本構想（骨子案）」といいます。）は、広域化に向けた議論のたたき台として、県として最も望ましいと考える試案です。 この公表に際しては、市町村長や消防長などには事前に説明を行い、意見を伺っております。 令和７年度から市町村や消防本部と議論を始める予定ですので、丁寧に議論を行い、県民の皆様にもご理解いただけるよう努めてまいります。
006	（丁寧な議論）	各市町村長、組合長などに広域化についての説明と同意はされているのでしょうか。	
007	Ⅲ 消防広域化基本構想（骨子案） （意見の反映）	個別に回答はないとありますが、パブリックコメント制度を活用するのであれば、意見内容を公示する義務があり、どのような意見が出され、どのように考慮し反映されたのか、あるいはなぜ反映されなかったのか明らかにする必要がありますと考えます。	高知県消防広域化基本構想の作成に向けて、意見公募でいただいたご意見については、参考にさせていただくとともに、県の考え方を県のホームページで公表いたします。
008	Ⅲ 消防広域化基本構想（骨子案）	特に意見等ありません。	—
009	Ⅲ第１章 消防広域化の趣旨及び目的 （県民の理解）	今回の意見公募で県民がどれだけ広域化について理解ができるか疑問です。メリットだけでなく、デメリットについても記載し、意見を求める必要があるのではないのでしょうか。	県一の消防広域化に当たっては、各消防本部の実態を把握した上で、メリットだけでなく課題もお示ししながら、幅広く、丁寧に行っていくことが重要です。 このため、令和７年度、全市町村及び全消防本部などあり方検討会等を設け、各消防の現況及び将来の見通し等を踏まえた高知県消防広域化基本計画の策定に向け、丁寧に議論を進

010		管轄人口10万人を基準とし、高知市を除いた14消防本部全てが小規模消防本部となります。そして、それぞれの消防本部規模に応じて最適化・効率化された業務が行われています。平成19年度の高知県消防広域化検討会の中で、県内1ブロックの比較対象とされた同規模管轄人口消防本部と比較して、管轄面積は高知県の7,105km²に対して最小値は690km²、最大値でも1,511km²であり、10.3倍～4.7倍の面積を管轄しなければなりません。しかし、骨子案には、消防広域化のメリットばかりが書かれており、「住民にとってのデメリットはない」「懸念等は広域化の阻害要因」「知恵を出し合えば解消しうるもの」とする「消防広域化マニュアル」（総務省消防庁・消防広域化関連資料）に準ずる内容となっています。果たして高知県にとって消防広域化が最適で効率的なものなのか、改めて検討する必要があると考えます。	め、県民の皆様にもご理解いただけるよう努めてまいります。
011		広域化に反対ではないですがしっかりとしたビジョンを消防職員に示していただきたいです。	
012		各市町村の人口減少に伴い財源確保が厳しい中、消防業務に対する負担金が現状より増えるのであれば、「広域化」は根本的な解決策にはならないのではないか。広域化をせず、通信指令業務の一本化を行えば経費削減、直接部門にあたる消防力の向上につながると考える。 現状、消防サービスの向上が求められているものの多くが、救急業務だと思いますが、広域化による救急隊の増隊や、現在の管轄を超えた出動で解消するのではなく、応援協定の活用、救急車の有料化等でも改善されるのではないか。 総務業務のスリム化は、各消防本部の負担は軽減されるが、集約した本部では負担がかなり大きく、また、その本部への職員を派遣等増やすことがあれば直接部門の向上につながりにくい。	
013	Ⅲ第1章 消防広域化の趣旨及び目的 (シミュレーション)	「本部機能の集約を通じて間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図る」とありますが、方面本部の設置等も踏まえると、間接部門のスリム化で生じた余力だけでは、現在の直接部門の機能維持を図るのは難しいと思われる。 昨年度の調査を基に試算しているとは思いますが、そもそも試算に使われたデータには疑義があります（データ抽出方法が明確でなかったため現状に即していない部分があること、また、県下の消防本部に問い合わせたが抽出方法のとらえ方に差異があったこと）。 今後においては、各消防本部の実情に応じた運用体制や各消防本部の共通認識がとれているデータを基に、納得のいく試算を出してもらいたい。	人員等の試算については、令和7年度において各消防本部の実情に即したデータを抽出した上でシミュレーションを実施し、その結果を基にあり方検討会等で議論を進めてまいります。
014	Ⅲ第2章1(1) 新法人の組織形態 (職員の身分)	高知県消防広域化基本構想では新法人の組織形態が広域連合となっているが、これは市町村職員、一部事務組合、広域連合からの出向扱いになるのか、又は、自組織を一度退職して広域連合職員として採用されるのかの考えでよろしいですか？	広域連合の設立後は、広域連合職員として改めて採用することが想定されますが、職員の身分など、詳細な人事制度については、今後のあり方検討会等で具体的に協議していく予定です。

			す。
015	Ⅲ第２章１(１) 新法人の組織 形態	組織形態として消防事務の統合を目指す県一消防広域化には広域連合は馴染まないという話もでていましたが、なぜ広域連合になるのでしょうか。	基本構想（骨子案）を作成するに当たっては、事務委託や一部事務組合の形態についても検討しましたが、現行法の下で県が構成員となる形態として認められるのは広域連合のみであることから、広域連合を組織形態として示しております。
016	Ⅲ第２章１(３) 広域連合の構 成員	奈良県では、奈良市、生駒市が広域化されていませんが、高知県でも組合長や市長が反対すれば広域化されないこともあるのでしょうか。	本県では、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む中でも、将来にわたって必要な消防力を確保するために最も効果的である県一消防広域化が必要です。 県としては、県内全ての市町村と協力し、消防広域化に取り組んでいくことが不可欠だと考えております。 このため、全ての市町村長にご理解をいただけるよう各市町村と十分な意思疎通を図り、丁寧に議論を重ねながら進めてまいります。
017	Ⅲ第２章１(４) 執行機関 (広域連合長)	広域連合長は市町村長から選出されるか。 市町村長が兼任で連合長(最終決裁者)となってしまうと、中央省庁へ出張や首長選挙で、長期間決裁が滞る場合がある。口頭で説明した上での決裁などもあるだろうが、電子決裁だけで賄えるか？大半の業務は専決で対応できるよう配慮したい。	広域連合の長は、市町村消防の原則に鑑み、市町村長から選任することが適当であると考えますが、具体的な選出方法については、あり方検討会等で議論を進めてまいります。 また、広域連合における決裁については、処務規程を定める際に協議することを想定しております。
018	Ⅲ第２章１(５) 議決機関 (議員選定)	選出された議員とあるが、実質的な議員の固定化が危惧される。執行部から議員を指定できる訳ではないので、まずは防災分野に長けた議員が市町村から選出されることになると思われる。市町村の議員選挙で長年当選が続いてきた者は再度消防議員に選出されたり、消防議員から外れても数年で戻るなど、いつも似た議員構成になりがち。議員の流動性は担保できないか？	広域連合議会議員の構成や選出方法については、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
019	Ⅲ第２章１(６) 組織図 (議会事務局)	議会事務局の職員は誰が行うか？ 総務で議会事務局を担当しているが、組合消防本部議会は構成町村議会と比較して、規模や議事が乏しく、議会運営の手法が違っているため、参考にならないことがある。また地方自治法による議会のルールは複雑で、総務課が兼任で議会事務局を運営するのは容易ではない。議会運営のエキスパートが求められるが、市町村議会事務局から職員の派遣はあり得るか。	基本構想（骨子案）では、広域連合議会事務局は広域連合事務局が兼務することとしております。 議会運営には専門的な知識が求められることを踏まえ、事務局職員の体制については、今後、あり方検討会等で議論していきたいと考えております。

020	Ⅲ第2章1(6) 組織図 (部隊の配置)	高知県消防広域化の必要性の中の(2)消防サービスの需要増大とあるが、住民サービスの向上を図るために、各署所の直接部門に専門性を持った部隊を配置するのか。	間接部門を集約して現場業務に余力を振り向け、消防サービスの高度化を図りたいと考えております。 そうした中で専門性を持った部隊の配置については、今後、あり方検討会等で検討してまいります。
021	Ⅲ第2章1(6) 組織図 (県の組織)	航空消防隊は法律上、都道府県知事が設けるものであるもので、組織図上に記載するのはどういう解釈なのか。都道府県が持つ、いわゆる防災航空隊ではなく、消防組織がもつ消防航空隊に位置づけを変更するのか。 消防学校も同じく法律上、都道府県か指定都市が設置するものであるもので、組織図上に記載するのはどういう解釈なのか。あくまで消防政策課の出先機関であるべきではないのか。	基本構想（骨子案）では、県の消防事務である消防防災航空隊（消防組織法第30条第3項）及び消防学校（消防組織法第51条）と市町村消防本部が一体となることで、将来にわたって消防力を確保させることを目的に、広域連合を設立することとしております。
022		県が果たす役割、県消防事務とは具体的にどのような事を指すのでしょうか。お答えをお願いします。	
023	Ⅲ第2章1(6) 組織図 (署所数)	署所の数は変更しないのが前提で進んでいるが、10年スパンで考えると農協のように統廃合は避けられないと思われる。署所数を維持するなら、サービスの質を落とすことになると思うが、近隣署所からの時間的距離を踏まえて、出張所は救急車のみ配備するなどもありうるか？若しくは消防救急車など、ポンプ車と兼用で利用できる車体に統合していく可能性は？住民が気掛かりなのは消防サービスの低下。特に救急車と火災でのポンプ車の遅延が一番気になるのではないのでしょうか。	署所数については、現在の消防力を確保する観点から、現状の40署所体制については現行水準を下回らないことを基本として検討することにしております。 広域連合発足後、将来的に生じる新たな課題については、広域連合の中で対応を検討することになると考えております。
024		今後、現状ある40署所を維持していく方向であると思われるが、人口減少や財源確保が困難になることが予想されることから、将来的には署所の再編成を行うことを念頭に置いて協議・検討を進めてもらいたい。	
025		施設、装備に関して、高知県の地理的特徴や人口分布などを考えると、現状の消防機能を維持・向上していく為には、配置署所の削減が無いようにすべきと考えます。	
026	Ⅲ第2章1(6) 組織図 (方面消防本部)	県を方面消防本部で5ブロックにしているが、活動範囲を主軸に考えるなら、国道197号と56号沿線の高幡消防本部のエリアと、国道33号沿線の高吾北、仁淀に土佐市を加えたエリアの6ブロック案もあり得る。職員異動や地理の把握を考慮すると、大きすぎるブロックは苦慮する（奇数だと、何らかの決めごとの時に意見が分かれる可能性もあり。）。 逆に30年後の人口減や道路網整備の進捗を踏まえて、東部、西部・高知市の3ブロックにする方法も検討できる。他本部との合併を積極的に望んでいない高知市消防局は、この案なら妥協できるのでは？	方面消防本部については、現在の各消防本部の管轄をベースに、人口規模や面積を考慮した試案としてお示ししておりましたが、中央西方面消防本部の管轄面積が大き過ぎるとのご意見を踏まえて、分割して6つの方面消防本部にすることを基本構想にお示しました。
027		方面本部を県内5か所設置とあるが、5か所の根拠及び運用方法等、どの様な考えでの設置及び配置なのか示してもらいたい。	
028		中央西方面消防本部の管轄面積がとんでもなく広いが問題ないのか。	

029		方面消防本部での業務内容等示していただきたいです。どこまでが本部、どこからが方面消防本部など事細かに決めて協議しなければ、かえって住民サービスの低下になるのではないかと考えます。	
030		各方面本部の組織について、方面本部が事務の窓口となるとのことであるが、安芸、室戸及び中芸の事務を安芸方面本部で実施するとのことになるのか？また、その場合は、室戸及び中芸から事務職員を方面本部に派遣するのか？	
031	Ⅲ第2章2 所掌事務 (広域連合事務局)	自治体消防は、事務によっては自治体が請け負ってくれているところもあると思います。広域連合となると自治体とは切り離されると思いますが、そうすると今まで自治体が処理してくれていた各種事務も広域連合職員が請け負う必要があり、そちらに人員を割かれてしまい骨子案に記載されているスリム化とは真逆の状況に陥ります。所掌事務も再度見直し、県が受け持つことのできる事務は県が持っていただけると現場に穴が開くこともないのでは。	広域連合の各種事務を行う体制については、現場の消防力を確保することを念頭に、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
032	Ⅲ第2章2 所掌事務 (消防団)	南国市では消防職員が消防団担当者としてそれぞれの地域の消防団と水利（河川・防火水槽・消火栓等）を巡回し火災の際の予備知識として確認してもらっています。その他にも配備された資機材の取扱い方・ポンプ車等を使用しての中継訓練や放水訓練・礼式訓練・救急救命講習・火災予防週間、年末警戒・川止メ警戒の広報等に参加・指導していただき消防団員と地区内を認定してもらっています。団員には、好評であり広域化により常備消防職員と消防団員の関係が薄れていくことを懸念します。	消防団は、現行法令に基づき、市町村ごとに設置された消防機関であり、その所属区域内で活動を行います。 広域化によって消防団と常備消防の関係が疎遠になることは避けなければならないと認識しており、広域化後も引き続き、管轄消防署長の所轄の下で活動を継続することで関係性が維持されるものと考えております。
033		消防団との関係についても同様に、疎遠となることはあっても密になる要素は皆無となります。都市部においては、例えば大阪市のように消防団を不要とする地域もありますが、高知県においては火災出動の主力は消防団という地域が広くあります。消防本部と消防団との関係性は、その地域の歴史に根差しており、決して損なってはならないものです。消防広域化することで消防本部は広域連合に、消防団は市町村にとその立場が分かれてしまいます。骨子案においても同様の危惧から「消防団事務を受託することができるものとする」と書かれています。地域の実情に沿った対応を可能とするように見えますが、統一的な対応ができないのであれば、業務のスリム化には繋がらず、現在の15消防本部体制に勝る地域住民へのサービスを見出せないと考えます。	消防団に関する事務については、基本構想（骨子案）では、市町村が担うことを基本としつつも、現状では消防本部が担っている地域があることを踏まえて、広域連合（消防署所等）に事務を委託することができることを盛り込んでおります。
034		広域化すれば消防団はどこの管轄下になるのでしょうか。他の自治体への出動要請がかかるのでしょうか。	消防団との関係性や事務については、大切な要素ですので、今後、あり方検討会等で議論してまいります。
035		消防団の事務は市町村が担う必要があるものの、消防団との関係性や各市町村の人員状況によっては、市町村が消防団事務を受け持つことが困難と判断した場合、直接部門の職員を市町村に派遣させなければならない可能性もあり、人員確保が困難な中、ますます余剰人員は見込めないと思慮される。	
036		高知市においては、消防団事務をはじめ、団員の処遇、屯所等の施設維持管理、車両や資機材の配備等については、すべて常備消防（高知市消防局）が担っている。消	

		防広域化されることで常備消防との関係性が薄れ、消防団運営へのマイナス影響や消防活動における連携・協力体制への支障など、消防団の消防力低下につながることは避けなければならない（高知市消防団意見）。	
037		所掌事務の中に事務受託とあるが、受託した場合は間接部門のスリム化に繋がるのか。	
038		特に単独市町村消防本部においては防災部署と消防本部が密接な協力関係にありますが、消防が広域連合となれば別の指揮命令系統下となり、その関係性が疎遠になることはあっても密になることはありません。また消火栓をはじめとする消防水利施設の設置及び維持管理についても、所管する自治体との連携が取りづらくなることが想定されます。	
039		市町村から事務依存される可能性が高い。市町村も多忙で十分な消防業務が出来ていとは言い難い。消防本部側の業務が増えると、一元化で職員や業務を集約するメリットが薄れる。	
040	Ⅲ第2章2 所掌事務 (消防団)	表にはないが、消防団との調整は時間が掛かるのでは？消防団との連携無くては活動できない消防本部が圧倒的に多い。広域化の対象外だからと今回の協議に参加しないようでは、広域化後の警防活動に影響が出る。市町村だけでなく団関係者にも協議に参加してもらいたい。	消防団との関係については、様々な機会を通じてご意見をお伺いしてまいります。
041	Ⅲ第2章3(1) 分賦金 (費用負担)	「土地は無償貸与を受け、その他の財産は無償譲渡を受ける。」、「広域化前の債務は構成団体に存置される。」と記載されています。今後、老朽化した消防庁舎等の建て替えが県下で出てくると思いますが、各自治体で出資した資金で建設をするのか、建設する市町村の全額費用負担とするのか、また、両方を併用するのかによって、各市町村間で不公平が生じないでしょうか（各自治体における既存庁舎の建設時期はバラバラですので、新たな施設整備にかかる費用負担については、不公平感が出ない仕組みが必要ではないでしょうか。）。	財産や債務のあり方については、各市町村間で不公平が生じないよう、今後、あり方検討会等で議論してまいります。
042	Ⅲ第2章3(1) 分賦金 (財政支援)	基準財政需要額ベースでは、財政が乏しく大幅な人員増は見込めない。少なくとも南海トラフ地震発災後までは県による財政支援がないと、震災に対応できる常備職員を育てることはできない。	財政支援については、国の財政措置を最大限活用できるように、必要に応じて、県として国に財政支援策の拡充を求めていくことを検討しております。
043		人口減少に伴う財源確保に制約が強まることを理由に広域化が必要であり、分賦金については、各市町村の普通交付税における常備消防費に係る基準財政需要額等に応じて算定した額を負担する計画となっていますが、財政が厳しく、現時点で、基準財政需要額に相当する金額を常備消防費として支出していない（できない）市町村があるとお聞きしています。今回の骨子案に基づく、財政が厳しい市町村の方がより負担が増すように見受けられますが、そもそも各市町村で基準額に基づく予算を確保することが出来るなら、広域化する必要が無いように思います。 この度の広域化については、国・県からの直接的な財政支援が必須であると思いますが、県消防事務に関する経費分賦金として負担する以外の支援については、どのよ	

		うにお考えかお示してください。	
044	Ⅲ第2章3(1) 分賦金 (シミュレーション)	消防広域化の先進例とされる奈良県においても、総額で約50億円のコストカットに繋がったと報告されていながらも、実際にはほとんどの市町村の財政負担が増えたと聞いています。 総務省消防庁は消防広域化への取り組みを支援するために2007年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な支援措置を講じることとしています。広域再編の財政措置は①消防防災施設等整備補助金の優先選択、②防災対策事業債（防災基盤整備事業）の交付税措置などであり、再編時における臨時的・一時的な経費増への財源措置や借金返済の一部に関して国が保障することと限定的なものです。将来にわたっての財源の保障がなく、再編後の消防行政に係る費用は構成する市町村がそれぞれ負担し合うこととなり、現在の15消防本部体制による運営とあまり変わらず、再編による財政的なメリットは薄いと考えます。高額となった消防サービスを維持する費用や約10年後の通信指令システム更新に係る総額費用の見通しまで考えた消防広域化でなければ、県民・市民に対して責任ある行政サービスの提供が出来なくなるのではないかと考えます。形だけの消防広域化を行い、具体的議論を先送りするのではなく、10年先、20年先の高知県民に対してどのような消防サービスを提供するのか具体的な見通しを示すことこそが、最も重要ではないでしょうか。	分賦金の算定については、基準財政需要額を基本としながら、現状の消防への負担実績や受益を考慮した対応が必要になると考えております。 広域化後の財政については、シミュレーションの結果を参考にして、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
045		基礎サービス分は「普通交付税における常備消防に係る基準財政需要額等」に応じた算定した額となっているが、「等」はどのようなものを想定しているのかが明確でなければ、今後の財政見通しを立てることが困難と考える。 広域化によるスケールメリットで経費削減があるとはいえ、単純に各市町村が基準財政需要額見合いの額を負担することで財源が確保できるのかが危惧される。 仮に、各市町村が追加負担をしなければいけない場合、基準財政需要額は人口規模がベースであることから、本市が最も多額の負担をすることになり、本市の財政負担が増大することを懸念する。 これから人口減少が進んでいく中で、各市町村の基準財政需要額の合計額は減少していく一方、経費については物価高騰等もあり、必ずしも連動して減少していくものとは限らないが、将来に渡って安定的に財源を確保していくための手法をどのように考えているのかが明確でない。 以上のような懸案事項について、事前に影響を見極めるため、県による速やかな財政シミュレーションの作成が必要と考える。	
046		特定の構成市町村に特別の便宜をもたらす施設・装備は、概ね特殊で高額な機器が多く、財政規模が乏しい一部の町村のみに支弁させるのは事実上困難ではないか？	
047	Ⅲ第2章3(1) 分賦金	退職手当について、多くの団体は市町村総合事務組合にてその事務を行っているが、本市消防局が参加するとなった際、退職手当に係る負担金（引当金）の取扱いは	退職手当の支給に関する事務については、今後、ワーキンググループの実務者で議論をする

	(退職手当)	どうなるのか。再任用を除く約380名分について、広域連合に参加することとなった際、一定額をまとめて拠出しなければならなくなるのであれば、本市にとって大きな負担となる。	必要があると考えております。
048	Ⅲ第2章3(2) 財産の取扱い (借地)	庁舎を借地に建てているが、契約が古く、新たに契約を取り交わすことができるのか疑問。	財産に関して、借地の場合など、無償貸与や無償譲渡にそぐわない案件は個別に協議を進める必要があると考えております。
049	Ⅲ第2章3(2) 財産の取扱い	骨子案「財産の取扱い 土地は無償貸与を受け、その他の財産は無償譲渡を受ける。」は、車輛、資器材が購入元の市町村から別市町村へ配備移動する可能性があるということか。前回の高知県の消防一本化の話の時にも出ていたが、逆に郡部の消防力の低下につながるものが起きないか。	基本構想（骨子案）で示しているように、現在の40署所体制を現行水準を下回らないことを基本としておりますので、債務を構成団体に存置することになれば、土地、庁舎、車両及び資機材等の財産については、現状の署所で管理し続けることが適当であると考えられます。 そうした財産のあり方については、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
050		建物等の財産を無償で譲渡し債務のみが残る市町村の場合、分賦金の算出において何らかの措置がとられるのか。	
051	Ⅲ第2章3(3) 債務の取扱い	財産は広域連合に無償貸与（土地）及び無償譲渡（土地以外）となっている一方、債務は構成団体に存置されることとなっており、貸借対照表において資産が減少する一方、負債だけが残ることとなることを懸念する。	ご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。 この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えております。 ただし、不動産及び償却資産が広域連合に無償譲渡される場合は、譲渡前の負債は残ることになります。
052		貸借対照表を含む財務書類は総務省から示された統一的な基準により、財政のマネジメント強化のために作成・公表しており、これを活用していくことは重要であることから、資産と債務を切り離すことについては慎重に検討していく必要がある。	
053	Ⅲ第3章2 組織・人事 (部隊運用)	間接部門の専任や兼務職員が少なくなった場合に、土地勘が必須となる大規模災害時の町災害対策本部への参画（連携）や部隊運用（消防団を含む。）、緊急消防援助隊を始めとした応援部隊のハンドリングに支障が生じないように、対策して欲しい。	広域化後における大規模災害時の指揮や部隊運用は、統一指揮の下、土地勘のある管轄消防署を通じて市町村の災害対策本部と連携することを想定しております。 また、消防団は広域化後においてもこれまでと変わらず管轄消防署長の所轄の下で活動を維持することになります。 部隊運用の詳細は、今後、あり方検討会等で議論してまいります。
054	Ⅲ第3章2 組織・人事	間接部門と称される業務を直接部門の消防職員が兼務で行っている消防本部も多く、消防広域化によって捻出される余剰人員は限定的となります。一方で骨子案に記	広域化に伴う広域連合事務局等の業務や人員については、現行の広域連合や一部事務組合を

	(職員数)	載された中だけでも広域連合議会、監査委員、選挙管理委員及び公平委員会の事務局業務が新たに発生します、新たな特別地方公共団体を生み出すために策定が必要な規約のほか、条例、規則、会計管理者、給与関係事務、各種委員会、情報公開制度等各種制度、それらに関連するシステム等の組織運営に必要な事項について、新設を前提とした検討が必要となります。業務量や必要とされる人員が増大することが推定され、単純に間接部門のスリム化が達成されるとは考えられません。さらに、この事務局に人員が必要となる事実について、この骨子案ではまったく触れておらず、消防広域化を推進する側にとって都合のいい内容となっているのではないかと思慮されます。 また、直接部門についても、現在の15消防本部では2交替制と3交替制の勤務体制が混在しており、それらを仮に高知市消防局と同じ3交替制に統一するのであれば、現在の体制を維持するために必要とされる直接部門の職員数を、現在よりも増やさなければならないことは明らかな事実です。	参考にしながら、効率的な業務の執行に向けて、今後、あり方検討会等で協議を進めていく必要があります。 また、職員の定数については、市町村の財政負担に関わるため、職員配置とともに分賦金等に関するシミュレーションを実施した上で、勤務体制の統一など職員の処遇とあわせて、今後、あり方検討会等で慎重に議論する必要があると考えております。
055		県内の消防力の維持・確保を図るため、県内消防を一元化するのは同意できるが、本部業務のスリム化と生じた余力を直接部門に振り向けるのは困難と思われる。消防に限らず各自治体同様だと思うが、過去と比較して業務量が非常に増大している。各種調査は調査項目が増加し内容も複雑化している。消防サービスが追加される一方で、廃止されるサービスは少なく、現在の人員数で質の高い業務がこなせているとは到底思えない。また日勤者と違い隔日勤務者は、救急や災害の出動があり、スケジュールに沿った業務を継続するのが難しく、業務の進捗が遅れがちになる。消防力の整備指針での職員数と実員数をみても、十分な安全管理がされた現場活動ができるとは思えないほど、少人数で活動している本部が大半である。特に中山間部になるに従い消防団への依存度が高い。一元化でのメリットを活かすためには、大幅な人員増なしには語れない。基本財政需要額をベースとして考えると、常備消防職員を増やすためには、各町村は消防団への支出を減らすしか方法がなく、町村の貴重なマンパワーが失われることに繋がる。 ※仁淀消防は消防署当直7名ですが、119番受付勤務1名+指令室統括1名が残り、救急隊3名出場すると、残り2名で火災出場することになり、まともな現場活動はできなくなります。分署は当直3名で救急出動があった場合は、分署に職員は不在となります。	
056		今回の高知県消防広域化については、まず高知県消防職員の定数を充足した後の取り組みと考えます。	
057		組織・定数の設定について、職員の総定数については、現行水準を下回らないとのことですが、年次有給休暇も思うように取得できず、産休育休など必要とされている休暇・休業の取得も困難な現状です。また、出動があった場合に最低人員を下回ってしまい、非番や公休職員の人員招集が常態化しています。この為、現状の定数が適切	

		だとは思われず、増員をすべきです。 また、業務の特殊性から60歳を越えた職員については、定数外として取り扱うことが望ましいと考えます。	
058		「総定員数については現行水準を下回らないことを基本」とありますが、以前の案には「統合時に職員定数の引き上げを行い、消防力の整備指針による基準数に対する人員充足率を全国の水準に近づけていく。」となっており、内容が違っているように捉えられます。元々災害に対しての人員を充足させていくための広域化なのに、これでは何のために広域化にするのか分かりません。当初通り人員充足率を全国水準に近づけられるようにして頂きたいです。	
059		救急状況の逼迫を訴えそこに対する人員の適正配置は訴えているが、その一方で警防業務も高度化が進んでいるため特別救助隊を設置すると書かれている。結局双方を両立させるためには根本的な人員増を図る必要があると感じ、骨子案の計画を見る限りでは現状と同数の人員で検討した場合大きく改善されるとは思わない、もしくは高度救助等がない部署からすると余計に人員を要することとなり人員逼迫の加速になるのではないのでしょうか。 また人員配置について、ただ単に救急件数のみではなく1件に係る救急出動時間や労務状況を勘案していただきたい。単純に救急件数だけで勘案された場合、1件出動から帰署までが平均2.3時間の部署と件数は多いが1件1時間未満の部署では1件に対する職員の疲労度も大きく変わってきます。また、各所属がこれまで必要な人員を検討し構成市町へ人員増の交渉を行ってきた交渉努力の結果によって人員が多い署もしくは今後その予定となっている署もあるかと思いますが、その入った職員数を改めて配分されてしまうと結局人員不足の解消にはなっておらず、今までの各署で行った交渉努力が無駄になってしまうと感じます。	
060	Ⅲ第3章2 組織・人事 (人員配置)	高知市消防局における現職員数は360人（直接部門283人・間接部門77人）としているところ、間接部門に必要な人員を割くことができている他市町村の状況に鑑みても、広域化の趣旨のとおり、中央方面消防の直接部門がどの程度強化されるのか、高知市消防局が受ける恩恵は限定的または間接部門の人員面での負担増となるのではないのか。また、広域連合事務局に必要となる人員をどのように生み出すのか不透明である。	人員配置については、各消防本部の実態を把握したうえで、シミュレーションの結果を踏まえ、間接部門から直接部門（現場業務）へ振り向けられる人員のほか、広域連合事務局、消防防災航空センター及び消防学校等への職員配置を、勤務体制と併せてあり方検討会等で議論を行うことにしております。
061		職員確保が難しい中、市長事務部局においては、消防団の事務など広域連合化により必要となる人員を新たに割くことは困難な状況であり、これについては、県内市町村も同様の状況であると思慮される。	
062		今回の基本構想に高知県消防防災航空センターも含まれているが、派遣職員のローテーション等の見直しはあるのか。	
063		勤務体制について、令和10年（第1期）から3部制なのか？間接部門の人員を直接部門に配置換えするとのことであるが、それだけで3部制に係る人員は確保できるの	

		か？現在の安芸消防については、定員40人に対し38人と2人減で対応しており人員を確保できていない状態である。	
064		本部への派遣職員の選定等はどうなるのか。	
065		各方面消防本部及び消防署に日勤職員（署長・警防・予防・総務）の配置はあるのか。	
066		「総務業務、通信指令業務等の間接部門のスリム化」とありますが、どの消防本部も総務業務は、最小限の人員で、事務処理だけでなく、消防職員が現場でスムーズな活動ができるようにするため、多くの勤務作業を含む業務を行っております。簡単に総務業務とありますが、隊員は現場活動等以外に、署内待機が原則であり、自由に動ける職員がいなくなることで、事務を隊員に押し付けることとなり、直接部門（現場業務）にとってマイナスとなる可能性がありますので、そういった職員を各署所に残す必要があると思います。 また、通信指令業務について、高知市（土佐市）以外の消防本部においては、専属の通信指令員は存在しません。1名～2名により24時間を交代勤務で対応しており、兼務職員となっております。1人役にカウントされないため、集約はできないと考えます。 いずれにせよ、総務課職員及び通信指令員は、最小人数及び兼務職員で対応しています。その二つの間接部門を集約して、何名程度を直接部門に振り向ける見積なのか、具体的な人数をお聞かせください。	
067		「間接部門のスリム化による直接部門の強化」を掲げているが、高知市以外の消防本部は「必要最小限の毎日勤務者」と「交替制勤務者の兼務」で総務事務や火災予防事務などの間接部門業務を担っており、県内15消防本部の毎日勤務者を集約したとしても、現場に配置できる余剰人員はほぼ見込めない。また、広域連合事務局への人員配置については、何らかの人的支援策を示す必要があると考える。	
068	Ⅲ第3章2 組織・人事 (人事評価)	人事評価システムの見直しについて、現在人事評価システムは目標設定を高くしても、低くしても、評価結果に大差はなく、それにより職員の意識も向上しにくい。原因として、評価する側・される側の距離が近く、客観的な評価をしづらい環境ができているのが原因と考える。評価する側の幹部職員が定期的に配置異動することで、適正な評価をしたり、昇任試験を導入して、しっかりと人事評価で役職を割り当てたり、賞与で評価することで消防職員の働きがいに繋げられる体制も構築してもらいたい。	客観的かつ公正な人事評価については、職員の働きがいの向上を図るほか、適切な異動を通じて適材適所の配置や組織の活性化にもつなげることができ、重要であると考えております。 広域化後の人事評価については、今後、あり方検討会等において議論していきたいと考えております。
069	Ⅲ第3章2 組織・人事 (職員採用)	職員採用について、採用職員に地域の偏りが出てくるとありますが、どのように配属していくのでしょうか。	若年人口が減少する中で、消防吏員の人材確保が難しくなっていると承知しております。
070		職員の新規採用について、骨子案には職員の採用について記載がないので不明確。	広域化後においては職員の採用を全県で一元的に行うことで職員を採用しやすくなると考えております。
071		人員充足率の平均を高知県は下回っており、消防力を強化するためには間接部分のスリム化による直接部門の増強だけではなく採用も実施する必要があると考えるが、	

		採用についてはどのような考えがあるか。	そうした旨は基本構想に記載することといたしました。 ただし、地域性を考慮した配置も求められるため、具体的な採用方法や職員配置については、今後、あり方検討会等で議論してまいります。
072	Ⅲ第3章2 組織・人事 (研修)	人材育成・教育体制について、高知市では、勤務で研修に参加する機会が多くあるが、田舎の実情では、休みの日に自費で参加している所もある。そのため、ZOOM等を活用して県内全域での各種業務の研修体制を構築してもらいたい。	広域化後は、所属する署所等により職員間で研修の受講機会等に差異が生じることがないようにすることが必要だと考えております。
073	Ⅲ第3章2 組織・人事 (給与制度)	令和10年度頃の広域連合発足後に、各市町村で異なっている給与制度等の処遇統一を図っていくこととしているが、引き上げに伴う財政負担について、付加サービス分として現時点で給与水準が低い当該市町村が負担するのか、基礎サービス分として全市町村で負担するのか、といった財政状況に影響が大きい方針については速やかに議論するべきと考える。	消防職員の給与制度などの処遇については、現行の15消防本部で差異がありますが、その実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇の統一を図るまでには、財源の確保や個別の運用調整を含めて相当の時間を要することが想定されます。
074		人件費についても、広域化後に調整を実施するのでは遅く、どの組織においても予算の大半を占めており、給与制度の統一が市町村の分賦金に影響を及ぼす可能性が高い。	そのため、基本構想では、第1期は間接部門を集約・スリム化し、現場の消防力を確保することを優先した上で、第2期末までに消防職員の処遇統一を目指す方針です。
075		大前提として、日本の消防職員は憲法で保障された労働基本権が認められておらず、団結権がありません。一般行政の公務員が労働基本権を制限される代償措置として人事院等があることを考えても、労働基本権の全てを認められていない消防職員の給与・労働条件については前提条件として確実に保証されるべきものであり、労使合意の権利も無い条件下で、それらの保証の議論を先送りしての消防広域化はありえないと言わざるを得ません。	パブリックコメントで職員の処遇等に関する意見が多く寄せられたことを踏まえ、給与等、消防職員の処遇の統一に向けた議論も早期に開始し、諸条件が整った場合には、実行に向けて早期に着手すべきものと判断しました。
076		本部間での不均衡は、職員間の揉め事の1つになり得る。職員自身に直接影響する給料や職員手当の支出条件は、第1期から統一しておくべき。特に職員手当は、現状でも支出条件が職員に不利な内容になっているものがあるため見直しは必須。	このため、令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しております。
077		骨子案では第2期（令和13年）から協議するとありますが、発足して3年はそちらにまるで手を付けないということになります。そうなると同じ組織内の職員間で給与や手当に差異が生じるということになります。その件についても職員から不満が出ることは明らかです。やはり令和10年発足には無理があると感じ、賃金や労働条件は発足までにしっかりと策定しておく必要があるのではないのでしょうか。 奈良県広域消防の方にお話を伺ったところ、同じ現場に出動した隊の中で手当てがつく職員とつかない職員がいたそうです。そのようなことを高知県内の消防職員にも強いるのでしょうか。 当初は高知市消防局の給料表と他の本部も同様にすると案を拝見しましたが、本骨子案ではそちらが削除されており、重要なことが霞んでいる状況と言わざるを得ま	なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。 その上で、各消防本部から移行する職員に関

		せん。これに関しても高知市にあわせるとしたのであれば、偽りのないようにしていただきたい。 高知県の消防職員はただのコマではなく、一人の人間であり家族もいます。広域化をするにあたり現在の生活水準が下がることがあってはならないのではないのでしょうか。	する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えております。
078		給与について、給与制度、人事異動に関しては、働く職員にとって大きな問題であるため、慎重に検討すべきです。最低でも現状の給与水準を下回らないような対応を検討しなければ、職員のモチベーション確保や優秀な職員の離職等にもつながりかねません。	
079		「給与制度、階級制度、勤務体制など職員の処遇の全県統一を目指して」とありますが、以前の案には「給料体系は高知市の制度を基準とする」となってます。全県統一とありますので、給料の安い地域に合わせると捉えかねません。当初の案通り高知市の制度を基準として頂きたいです。	
080		消防職員の生活に関わる給与制度の整備方針を示していただきたいです。 第2期を待たず、給与、手当の統一された基準を示してもらい消防職員の生活面での準備期間を設けるようにしていただきたいです。	
081		今回の骨子案では、給与に関する記載がなくなっています。手当はどうなるのか、基本給はどうなるのか、統一するならどのようなスケジュールなのか、内容によって取り方は変わると思います。	
082		高知県内1,000人を超える消防職員が不安に思っているのが給与制度、勤務体制等についてだと思う。スケジュール上、発足後の第2期に協議して統一を目指すとするが、発足前にある程度の案を作成すべき。	
083		給与、階級、勤務体制は発足後となっているが、それまでの異動となった者との勤務時間体制（勤務時間帯）・各手当・給与は何処を基準とするのか。支払い者は異動元・先どちらかといった問題がすぐに発生すると思われる。発足時に統一しておかなければ事務が混乱する。	
084		給与面、手当面の検討は計画中の最終段階となっているが、ある意味ここが決まらなないと職員間の格差やモチベーションの高さへ直結し、業務への影響もあると感じ広域化を行う上では当初からの検討項目に挙げるべきではないか。	
085		近年、物価の高騰に対する賃金の実質的な減少や、転職することが比較的当たり前の時代になったこともあり、給与の基準が明確になっていなければ、広域化に伴い退職者の増加等に繋がらないか心配であります。消防長会で作成した骨子において、給料体系は高知市の制度を基準とし、統一を目指すとの記載がありましたが、県の骨子案には、統一という記載しかありません。各消防本部での給与水準には大きな差があると思いますが、高知市消防局の水準にあわせるという認識でよろしいのでしょうか。	
086	Ⅲ第3章2	職員の処遇の全県統一について、勤務体制としては、3交代制がのぞましく、県下	給与制度、階級制度、勤務体制等の消防職員

	組織・人事	統一すべきと考えます。	の処遇の統一については、第１期に着手し、第２期において実現することを議論のたたき台として、来年度のあり方検討会等から議論を始めたいと考えております。 また、処遇に関する細部についても早期に協議を進めておくことが望ましいと考えられます。 市町村や消防本部の実情と現場業務への影響を考慮しながら、今後、あり方検討会等で慎重に議論してまいります。
087	(職員の処遇)	定年延長者の勧奨退職、職員定数、勤務取扱について、どのようにするのか。	
088		間接部門の集約が第１期になっていますが、この中には総務関係も含まれています。給与制度、階級制度、勤務体系など職員の処遇の統一は第２期に協議するようになっています。これについても早く取り掛かり第１期の集約に合わせて統一を図るべきだと思います。また、骨子案では全県統一を目指して、検討及び市町村等との協議を行うという弱い表現にとどまっており実現の可能性が低いことを示唆しているのではないか。	
089		職員処遇の検討は、労働組合を結成することができない消防組織において労働条件を左右する重要な課題であり、広域化後に実施するのではなく、広域化前に実施しておくべきである。給与やこれまでの管内を越えた異動など、職員だけの問題にとどまらず、家族への影響も大きいことから、早期にある程度細部まで調整しておくべき事項と考える。また、職員同士においても、処遇について調整のないまま広域化してしまえば、給与格差等が問題として表面化することも想定され、不満が軋轢を生じさせ、ともすれば大量退職にも直結する問題である。	
090		２部制統一なのか、３部制統一なのか、または地域の実情によるのか示していただきたいです。骨子案では触れられておりません。	
091		高知市消防局は昇任試験を行っているが今後どうするのでしょうか。	
092	Ⅲ第３章２ 組織・人事	異動について、持ち家のある職員等、異動で人生設計の変更も余儀なくされることから、異動については慎重な対応が必要です。	人事異動については、一般的には職員本人の希望や所属側の意向を踏まえて行われるべきものと考えております。 そうした中で、広域化後の職員の人事異動については、消防力の確保を図ることが必要であるため、職員の多くが旧消防本部管轄区域内となると想定されますが、本部機能を集約するうえで、一部の職員は、区域外の勤務になることも考えられます。 その際、現消防本部の管轄を超えた異動における住居手当等については、他の公務員と同様に支給されるべきものと考えられます。 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論をしてまいります。
093	(人事異動)	今回の骨子案には「異動」について明言されてないですが、我々南国市消防本部の職員は南国市に住むことを条件に採用されており、南国市に家を建てる職員がほとんどです。採用時点でそのような条件で住まいも構えているので、異動は無くして頂きたいです。	
094		職員の皆さんが気にされている重要事項に人事異動があります。私もそうですが、地元を守りたくて居住地の消防本部に採用となりましたが、広域化となると全く知らない土地に異動になり地理も不慣れな管轄で災害対応をすることになります。それでは事故等が起きる可能性も飛躍的に上がってしまいます。警察組織は官舎がありますが、現状そういった施設もない状況で不慣れな土地への異動をされると職員へ様々な面（金銭面等）で負担が増大することも明らかであります。 骨子案には人事異動のことも明文化されていません。こちらに関しても実際に勤務する職員のことを第一に考えた内容にしていきたいと、強く思います。	
095		高知市消防局に合わせて３部制とするなら、小隊メンバーが常時同じになるため、円滑な関係でいられた場合は良いかもしれないが、仲違いした場合などに所属として対処するのが困難では。旧15本部区域内での異動に留めてしまうと、出勤時の地理把握は良くなるか、職員の流動性が少なくなりトラブルの元になりうる（基本的に所属	

		部署からの異動がない高幡消防が参考になるかと）。	
096		署々間の異動等明確にしていきたいです（何年までは異動無し、何年からは方面本部内異動あり等）。 また、遠地通勤者へは通勤手当、単身赴任時は住居手当及び単身赴任手当などの手当等はないのか教えていただきたいです	
097		職員の年齢構成の平準化が言われていますが職員の異動は本部以外もあるのでしょうか。地域に住居を持ち生活をしている職員も多くおり、遠隔地への異動となると経済的な負担や家族と離れることでの精神的負担が大きくなるのではないのでしょうか。組織としてアパートの借り上げを行う等して職員の負担を少なくさせることは考慮されているのでしょうか。また、指令台の整備が遅くなれば異動先での出動も負担になるのではないのでしょうか。	
098		署所間の異動については明記されていないが、その点はどうするつもりなのか。異動があるとなった場合は通勤手当や、居住手当が必要になってくると思うが、現状の所属は自らが募集要項を確認し、町内への居住を要するなどある程度の条件を確認したうえで試験を受け採用されているためそれに対する、借家の自己負担分があることは問題ないが、今後広域化の範囲で異動の可能性があるとすると、自らの市町外の場合間違いなく住居を構える必要が発生するが、そこに自己負担が発生することは職務で賃貸が必要になれば自己負担がない形にして頂きたい。各所属の住居の規約等に従い持ち家などを建てている職員もいると思います。 もしくは、異動自体を広域化後の新規職員のみからとしてももらいたい。理由としては、各市町村の特性もある中で、地域とのつながりが強い地域等もあり、地元民がいたほうがスムーズに業務が遂行されると感じます。また、高知市のように救急要請は119のみではなく、加入電話での要請も往々にあります。その通報の際に、場所を言われるが、あまりにも市町外のもので構成されていた場合、むしろ救急出動の弊害になるのではないのでしょうか。また各所属の資機材、配置車両等も大きく異なるため、現職員について本部業務は仕方ないと思うが、現場業務においては現状の範囲内での異動にして頂きたい。	
099		配置の希望等の聴取はあるのでしょうか。	
100		人事異動について、異動希望について調書をとるのか？	
101		職員の配置異動はあるのか、もしくは人事交流という名目での異動はあるのか。 異動がある場合の居住の確保や住居手当等はどうなるのか。	
102	Ⅲ第3章3 施設・装備 (本部設置場所)	本部に人員と機能を集約した際に、消防局が所在するあんしんセンターで本部機能を受け持つことはスペース的に困難であるため、大幅な改修又は本部機能の移転・移設が必要となる。	広域化による、間接部門の集約に伴い、現行の高知市消防局が置かれている建物では執務スペースが不足する可能性があります。 また、発災時にリアルタイムで情報共有ができるよう、消防本部と同一の建物内に県一消防

			指令センターを設置することが望まれますが、県一消防指令センターの整備には、現在高知市消防局本部に併設されている高知・土佐消防指令センター以上のスペースが必要になることも想定されます。 このため、広域連合発足後、当面の間は、高知市消防局の本部施設を転用することを基本として想定するものの、県一消防指令センターを整備する段階においては、広域連合本部を設置する建物を新たに整備する必要性を生じる可能性もあり、これらの論点について、一体的に検討する必要があると考えております。
103	Ⅲ第3章3 施設・装備 (通信指令)	通信指令の集約化は、各本部の指令機器の耐用年数を考えると、早期に実施すべき。実際に119番受信する職員が県内各地の地理を把握する事は無理があり、住所番地程度でしか現場が判断できず出動に遅れが生じる。ソフト面の方が課題。県警の110番受信は、話してて地理が通じていないのがよく分かる。	通信指令業務の集約化については、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えております。 この点、基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しております。 あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。 今後の協議の結果、第2期を待たずに、より早期の集約化について市町村・消防本部間で合意が得られた場合には、前倒しで対応することも考えられます。
104		通信指令業務の集約化について、通信一元化がR13年からの予定となっていますが、各本部でかかるシステム更新、ランニングコスト等の負担も大きくないと考えられ、一元化が避けられないのであれば担当者会等を設けて、前倒しも検討してはどうかと考えます。	
105		広域化基本構想の肝となるものが通信指令業務の集約が広域化スケジュールの締めになるのは遅すぎると感じます。自分の所属でいうといまだに119番通報が入るとゼンリンの地図を開いて当直隊全員で場所の確認をしています。こういう状況を打開する手段でもあると思うので早く取り掛かってもらいたいです。また、令和15年までに指令台の更新を迎えてしまう消防本部もあるのではないかと思います。費用の面でも早く県一の指令台の導入が望まれるのではないのでしょうか。通信指令業務の統合はなぜ後回しにするのでしょうか。	
106		高知県全体を管轄とする消防本部となる場合には、当然それに見合った高機能かつ高額な通信指令システムが必要となります。これは非常に大きな財政負担になり、現在の15消防本部が個々適切に整備した状況と比較して大きなマイナス要素になることを懸念しています。また通信指令員の本部一元化についても、各市町村での災害発生時の、災害情報伝達体制（防災・水道・土木・保健所・福祉・報道等）を維持しなければならない、消防署の通信指令員をまったく不要とできる訳ではありません。総務省消防庁「令和2年度広域化及び連携・協力のモデル事業」の香南市・香美市・南国市が検討した「3市共同運用に関する調査委託業務報告」においても、通信指令業務の連携協力に関して想定されるデメリットとして以下のように指摘されています。	

		①通信指令員が専属になることが考えられるが、その場合交代制勤務員数が少なくなる。 ②共同通信指令本部が他消防本部になった場合、出動時に消防署に職員が1名もいない状況は保安等の事情上考えられないので現状の通信指令運用となんら変わらず、逆に出動人員の減少になるのではないかな。 ③通信指令台は代表消防本部に置くことになるが、他消防本部の受付は必要と考えられることから、現状とあまり変わらないのでは。	
107		通信指令を統合した場合に高機能消防指令システムを導入していない市町村において指令システム導入時の負担金の在り方は必ず高額になると思われ、理解を得られるのに根回しすり合わせが必要ではないかな。第2期の令和13～15年度の2～3年で通信指令の集約化と明示されているが、議論の時間軸を第1期からでもよいのではないかな。県下の通信指令を一括にする場合、中心となる高知市に通信指令施設を置くのを前提として、場所は現在のあるしんセンターフロアで完結するにはフロア面積的に厳しいのではないかな。第1期から場所選定も含め議論が必要ではないかな。また、県からの財政支援がなければ他県の通信指令の維持費用、物価高を考慮すれば負担金、補助金だけでは厳しいのではないかな。（沖縄県、大分県を前例として）	
108		一口に「通信指令業務の集約」と言っても、15消防本部を集約できる規模の指令台設備だけでなく、地形的に不利な高知県においては基地局などの無線設備においても莫大な費用が必要となるが、そういった試算は行っているのか。	
109	Ⅲ第3章3 施設・装備 (既存施設の 利活用)	現在、高幡消防組合消防本部及び須崎消防署は須崎総合福祉センターの2階部分を間借りして業務しているが、今後、県内広域化となり須崎市が貸すことができない場合は、事務所、通信室、会議室の増築も検討しなくてはいけないと思われる。	広域化後の消防署所については、既存施設の利活用が望ましいと考えておりますが、広域化に伴い生じる課題は、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
110	Ⅲ第3章3 施設・装備 (給油施設)	消防署内にガソリンスタンドを設置していることがありますが、広域になった場合の運用に問題は生じないでしょうか。	消防署に設置している自家用給油取扱所の運用については、引き続き、広域化後も存続する各消防署が管理・運用していくことになると考えております。 広域化後において運用上の課題があれば、改善を検討してまいります。
111	Ⅲ第3章3 施設・装備 (電算システム)	消防事務システムの統一について、現在当組合は救急火災予防業務システムベスト119を活用していますが、他の本部にあっては、NECの独自システムであったり、無料統計システムを活用しており、バラバラとなっている。これらのものについても、統一したシステムを構築することで、かなり事務軽減に繋がる。紙での申請書類の保管以外にも電子システムを活用することも今後は必要であると考えます。	消防事務システムをはじめ、必要となる電算システムについては、事務の一元化の進捗状況を踏まえながら、適切な時期に整備ができるよう、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
112	Ⅲ第3章3	広域異動も想定されるのであれば、官舎等も必要となるのではないかな。	職員の多くが旧消防本部管轄区域内となると想定されますが、本部機能を集約するうえで、
113	施設・装備	職員の異動時に、住居が遠い職員も増えることもあると思われます。その場合、火	

	(住居の確保等)	災発生等の非常時に出勤が遅くなってしまうのではないのでしょうか。そのため、官舎等の建設が必要になるのではないのでしょうか。	一部の職員は、区域外の勤務になることも考えられることから、住居の確保等について、今後、あり方検討会等で議論を進めてまいります。
114	Ⅲ第3章3 施設・装備 (方面消防本部)	方面隊の指揮隊・高度救助隊について、昨年度の広域化推進計画には、各方面本部に指揮隊・高度救助隊を配備するとのことであったが、推進計画通りなのか？	職員配置等のシミュレーションを行い、その結果を参考に、各方面消防本部のあり方や体制については、今後、あり方検討会等で議論してまいります。
115	Ⅲ第3章3 施設・装備 (ICT等)	高知県主導のICTタブレット端末の活用と災害時オペレーションシステムの県内統一活用について、タブレットを活用して、現場で救急出動報告書を作成したり、検証票を作成したりが可能になると考える。そのためには、各消防本部が共通端末を活用して災害対応することも視野にいて、システム業者と消防職員によるデジタル担当チームを立ち上げて反映してほしい。	ICT等DXの活用については、今後益々重要になってくると考えられます。 DXを推進する際には、デジタル担当チームを立ち上げて進める方法はあると考えております。
116	Ⅲ第3章4 各業務分野におけるサービス水準の向上	各業務分野におけるサービス水準の向上に関して、各本部・所属署ごとに様々な課題等があるため、各業務における専門部会で、現場職員の声が反映できる（総務・通信・救急・警防・予防など）仕組みを検討していくことが必要だと考えます。	広域化によるスケールメリットを活かすことにより各業務分野における更なるサービス水準の向上につなげていきたいと考えております。 本県では、全国に先駆けて人口減少が進む厳しい現状にあることから、議論を早急に進め、県民の安全・安心に資する消防体制を少しでも早く構築する必要があると考えております。
117		広域化の利点として、市町村の境界を越えて現場に最も近い消防署から出動し、大規模な災害・緊急搬送などにも対応できる体制の確保があげられていますが、県内の交通事情等の地理的条件を考えると疑問が残ります。現在の15本部の連携・協力などで、消防力を確保・充実させ、骨子であげられている懸念や課題を解決できないか検討する道もあると考えます。	このため、あり方検討会等において、住民サービス向上のための具体的な議論を行っていきたいと考えております。
118		大規模災害発生時には、広域化を行っていない現状でも、応援計画の活用で効率的な部隊運用は可能と考えるので、広域化による大幅な活動の強化は考えにくい。 予防業務は、現在の各本部でも専任職員は存在している。また各市町村火災予防条例の違いや法の解釈が違ったり、法に記載されていない部分の方法が違ったりするので、広域化によるサービス向上の具体的なものが見えてこない。	
119	Ⅲ第4章 新体制への移行スケジュール(案) (シミュレーション)	消防広域化基本計画あり方検討会について、消防の広域化は、市町村の自主的な意思に基づき行われるべきものであるが、高知市は検討することに合意したとは言え、各市町村が消防の広域化に向けて同じ方向性まで確認している状況ではない。まずは、検討する方向を確認する意味でも、大筋のシミュレーションを示す必要があると考える。	来年度には広域連合設立後の概算費用（通信指令システムの整備費用を含む。）や職員配置等のシミュレーションを行い、その結果をあり方検討会等でお示ししながら、丁寧に議論を進めていきたいと考えております。
120		本骨子案策定に当たり、消防サービスの維持を念頭において組織体制案を作成したと思うが、来年度には消防広域化基本計画あり方検討会開催も控えているため、人員及び財政シミュレーションを早急に示していただきたい。	

121	Ⅲ第4章 新体制への移行スケジュール（案） （丁寧な議論）	高知県の地形や面積等を考慮して、そもそも広域化が本当に有効なのか。消防という業務の大前提である「住民サービス」という点において本骨子案ではまるで検討されていないように感じ、何をこのように急ぐ必要があるのか、との疑念を抱いてしまいます。 このまま広域化を始めてしまうと現職員の不満が爆発し、大量退職者が出てしまい、すぐに広域化が破綻するのは火を見るより明らかです。 秋田県も県一の広域化を進めているようですが、あちらは推進計画を5年間かけて策定したのちに慎重に進めていく旨を発表していますが、高知県は見切り発車したのちに段階的に様々な課題を進めていくと骨子案にあります。これを県民の皆さんが目にとると、その差異に違和感を感じることも容易に予想されます。 進めるのであれば、まず令和10年発足ということから見直す必要があると感じます。現在高知県内の消防職員は相当な覚悟をもって本件に対して協議をしている段階です。事務局の皆様も相応の覚悟を持って取り組んでいただきたいと強く願います。	消防の広域化を進めるに当たっては、各消防本部の実態を把握した上で、職員の処遇や指令システムの更新時期など、様々な観点から丁寧に議論を進めていくことが重要であると考えております。 このため、各消防本部及び市町村と議論を重ねていくためのたたき台として基本構想（骨子案）を公表し、意見公募を実施しました。 いただいた多くのご意見は、現場の方からの声として受け止め、今後、あり方検討会等で議論を行ってまいります。
122		まずは、スケジュールの見直しが大前提であると感じます。広域化のような、大きな事業については秋田県のように長期的なスパンで検討していく必要があるはずです。先日の県議会でも、議員からの質問に対する知事の答弁で「慎重に進めていく」とあった直後にこの骨子案ですので、消防職員の県に対する不信感は増大しています。その上で「消防広域化基本計画あり方検討会」や「高知県消防広域化推進協議会」といった場に現場の声を届けることのできる職員の参加を強く希望します。現状、広域化に関して現場の声が全く反映していない状況だと思います。このままでは、職員のワーク・ライフ・バランスが崩れてしまい、先述のとおり大量に退職者が出てしまうのは避けられない状況となっています。それは県事務局の皆様も本意ではないと思いますので、しっかりと現場の声を傾聴するだけでなく、それを反映する姿勢をとっていただき、よりよい広域化をともに推進していきたいと強く思います。	
123		スピード感をもって移行するなら、表のスケジュールは妥当かと思います。令和8年度の推進協議会と幹事会は決めごとが多過ぎそうです。令和9年度の設立準備は誰が行うか？県と高知市消防局が主体となって行うのだろうが、各本部から職員が出向する余力はないと思われる。	
124		現在の骨子案には消防職員の声が反映されていないと感じます。県がかかわっている段階で今後のスケジュールを今の段階で作成していただきたいです。	
125		新体制への移行スケジュール（案）では令和10年度に広域連合高知県消防局（仮称）発足とあり、発足後に給与制度・階級制度・勤務体制等の職員の処遇の統一とあるが、発足後に決めるのではなく、職員の処遇については発足前に決めていただきたい。	
126		「高知県消防広域化基本構想（骨子案）」を確認させていただき、先ず最初に感じたことが、説明内容が不十分で発表した高知県自体がどのようなスケジュールリングで	

		あつたり1つ1つのことについてどう想定しているかなどの重要項目が何1つはつきりとしていないと感じます。 あと気になったのが、新体制移行スケジュール（案）にて通信指令業務の集約が第2期の最終段階となっており、高幡消防組合でみても指令台の全更新が目の前に差し迫ってきている状況で、その他の県内各消防本部の中にも同様の状況下にある消防本部が存在しているのではないかと考え、このスケジュールでは遅すぎるのではないかと感じます。 指令台の更新が新体制への移行前であれば、各市町が莫大な金額を投じて設備整備しなければならず、しかもその後に新体制に移行し新たに指令台を設置するのにも分担金で徴収されるということになりかねない。 上記のことからやはり通信指令に関しては遅くとも推進協議会が設置されると同時に検討していくべきではないかと考えます。	
127	Ⅲ第4章 新体制への移行スケジュール（案） （検討体制）	高知県は、全国一の森林率で、幹線道路も少ないため、広域化して応援体制を整備したとしても、効果的な応援体制の強化に繋がるかは疑問です。 また、消防サービスは地域ごとにニーズが違うことは、当たり前のことであり、地域の需要や地形的要因等に応じた消防体制を考えることが必要であると思います。人口減少により、財政面で消防力の維持に不安を感じる面がありますが、歌志内市、美咲市、三笠市、夕張市、各消防のように地域に根差した消防サービスを提供している消防本部もありますので、広域化を検討する際には、地形や面積等の総合的な判断が必要と思われます。 まずは、他機関に各消防本部の実態調査を行ったあと、そのデータに基づくあり方検討会の実施、また令和8年度中の防災庁の設置及び内容を精査してからの広域化の推進がベストではないかと思っています。 昨年度末に、消防からの意見も入れて検討を重ね作成したのが、高知県消防広域化推進計画改定方針骨子であったと思いますが、今回の基本構想によると、県として最も望ましい事を考える試案をお示ししたものとして、これまで検討された事は、無かったことになっています。あり方検討会では、消防の意見も取り入れて、消防組織が機能不全に陥ることのないよう、再度ご検討をお願いします。	令和7年度には、あり方検討会、部会及びワーキンググループを設置し、基本構想でお示した内容をたたき台として議論をスタートさせたいと考えております。 ワーキンググループにおいては、市町村及び消防本部の課長等実務者に参画いただくことを考えております。 また、各消防本部の方々のご意見については、例えば、部会の審議等を通じて、ヒアリングを行う場を設けたいと考えており、各消防本部の現場の実情も踏まえながら丁寧に議論していきたいと考えております。
128		我々「高知市消防職員協議会」がどのような団体であるかの説明をさせていただきます。 今から40年以上前、劣悪な環境で働いていた高知市消防局を改善するために立ち上がった有志の職員が結成したのが「高知市消防職員協議会」です。その真つ当な主張は当時の高知市長にも認められ、「今後、職員の身分等にかかわる制度上の諸問題は、消防当局と消防職員協議会との間で話し合いにより解決していく」という確約を得て、その関係性は今なお生きています。以来40年以上の期間を、組織目線の高知市消防局に対して現場目線の高知市消防職員協議会として、高知市の消防行政向上	

	のため両輪となって努めてきた誇りがあります。 今回検討されている「広域連合高知県消防局（仮称）」が、団結権を認められていない消防職員の任意団体である「消防職員協議会」と、どのような関係性を構築するのか。その方向性も事前にしっかりとした議論をしていただきたいと思います。 先進国の中で消防職員に団結権を認めていないのは唯一日本だけであり、世界的に当然の権利が認められていない状態でもあります。今回の骨子案について、高知市消防職員協議会はもとより、高知県消防職員協議会であっても意見を聞かれることもない状態にあります。高知市消防職員協議会は、会員から「高知県消防広域化基本構想（骨子案）」の内容について意見を聞くとともに、アンケート調査（会員と非会員を対象とし管理職は除く。回答者306名）を実施しました。その意見で多く出たのは、消防広域化に対する不安です。その不安とは、特に消防力が低下し、市民サービスも低下してしまうかもしれない危機感です。また、財源が制約される中で自分たちの身分が保証されるか、高知市の市役所職員として採用されているのに、消防広域化になると人事異動は高知県の全域になるのではないかといった、見えない未来に対する不安です。アンケート結果についても、対象者（会員と非会員を対象とし管理職は除く。回答者306名）の98%が消防広域化に対して反対であると回答しています。消防職員は、常に住民のためを思い日々謙虚に研鑽を重ねながら、安全と安心を追求しています。しかし、今では住民や自分たちの将来への不安を抱えながら勤務をしているのが現状です。高知県における消防広域化とは何なののでしょうか。人口の減少によって自治体による行政サービスが困難になる未来が予想される中、この先の高知県における消防サービスはどうあるべきかを議論することが本来の目的であり、消防広域化はその手段の一つに過ぎないはずです。消防広域化すること自体を目的としてはならず、本当に県民・市民のためにできることを議論する、そして消防広域化を行わないことも選択肢に含めた「消防広域化基本計画あり方検討会」となるようお願いいたします。	
129	県民にアンケートを取るなど、意見の吸い上げを定期的に行い、検討委員会や協議会が閉鎖的な運営とならないよう要望します。	
130	結論ありきのスケジュールに合わせた検討とならないよう、慎重かつ丁寧に検討を進めるよう強く求めておく。	
131	広域化基本計画あり方検討会への現場職員の参加はないのでしょうか。現場で活躍する職員の声は貴重だと思いますので、消防長など幹部職員のみで構成するのではなく、現場レベルの職員を参加させてほしいと思います。	
132	現場の隊員や間接部門の実務をしている職員の意見を聞く予定が無いが各業務の集約化を図るにあたりそういう場は必要ではないか。	
133	年2回は消防本部にて広域化についての勉強会、意見交換会を実施してほしい。	
134	慎重、丁寧に進めること。	

		給与制度、階級制度等は発足時に統一すること。	
135		現場で働く職員の意見は十分反映させて、不安のないようにしていただきたいと思 います。	
136		人口の急激な減少や高齢化、そして南海トラフ地震等の大規模災害を想定する中 で、計画にあります「消防力」の維持及び確保は、本市においても重要課題の一つで あり、対策を講じていかなければならないものと考えている。今回ご提示いただいた 県が望ましいとしている骨子案においては、県一の広域連合案が示されており、上記 対策において効果的な取り組みであると考えてるが、移行に際しては様々な課題が想定 されるのも事実である。当市としては、まだ把握しきれていない部分も多くあるの で、来年度設置される予定の「消防広域化計画あり方検討会」において議論されるこ とを参考にしながら、どういった体制が望ましいのかを判断してまいりたいと考えて いる。	
137		ざっくりとした事しか見えない状態なのが現状。「これで意見を募るのが最後には して欲しくない」。また、決まったこと、議論されることを随時知る事ができる場を 作っていただきたい。	
138	Ⅲ第４章 新体制への移 行スケジュール（案） （例規）	令和10年度に広域連合消防局（仮称）となっているが規約施行と同時に例規は作成 され適用される考えでよろしいですか？（服務規程の適用はいつからになるのか）	職員の身分は、構成団体から広域連合に切れ 目なく引き継がれる必要がありますので、広域 連合発足時に例規が適用されることになると思 えております。